

教委高第 1 5 5 9 号

平成 27 年 5 月 20 日

府立学校 校長・准校長 様

教 育 長

校内人事の決定について（通知）

標記については、平成 26 年 4 月 25 日、「学校組織運営に関する指針」を改訂し、校長・准校長が校内人事を決定するにあたっては、「教職員の意見を聴取する場合、選挙またはこれに類する方法は取らない」としたところです。

今般、教職員の意見聴取のためアンケートを実施した学校のうち、適任者を推薦させる方式によった学校があったことが判明しました。アンケートの実施については、「選挙またはこれに類する方法」以外に教職員の意見を聴取する方法として、府教育委員会が例示したものです。改めて、校内人事の決定に教職員が関与しているかのような疑念を招く可能性があるかと判断しました。

については、今後、校内人事の決定の際には、アンケートの実施を含め、適任者を推薦させることは方法の如何を問わず行わないこととします。

なお、これは、個々の教職員本人の希望や事情を把握することを妨げるものではありません。

**【担当・問い合わせ先】**

高等学校課 学校経営支援グループ

担当：西田 恵二

TEL：06-6941-0351(内線 3468) 直通：06-6944-6885

FAX：06-6944-6888

E-Mail：[NishidaKeiji@nbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:NishidaKeiji@nbox.pref.osaka.lg.jp)